

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社吉田組	日立市十王町友部 1 8 6 6	2 - 0 0 2 0 8 4

2 指 名 停 止 措 置 期 間 令和 3 年 2 月 1 3 日～令和 3 年 2 月 2 6 日 (2 週間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

(株)吉田組は、高萩工事事務所発注の道路改良工事において、令和 2 年 1 1 月 1 9 日、重機と作業員が混在する作業であるにもかかわらず、誘導員を配置せずに作業を行うなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5 指名停止理由

(株)吉田組が工事関係者に重傷者を生じる事故を起こしたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成 2 年常陸太田市告示第 2 1 号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第 1 第 8 号(3)に該当する。

<指名停止措置要領別表第 1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1)、(2) (略) (3) 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 (4) 略	2 週間以上 1 か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294—72—3111